

ケアプランかしま 居宅介護支援 重要事項説明書

《令和7年7月1日現在》

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号:0270-26-5833

FAX:0270-25-9088

担当: 木暮 俊輔

事業所で電話に出られない時は管理者の携帯電話に転送され、24時間対応しております。
※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2. ケアプランかしまの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号および提供地域

事業所名	ケアプランかしま
事業所の所在地	群馬県伊勢崎市鹿島町783
介護保険指定番号	群馬県第1070403165
サービスを提供する地域	伊勢崎市全域、桐生市の一部

(2) ケアプランかしま職員体制

管理者: 1名(介護支援専門員と兼務)

介護支援専門員: 5名(常勤5名、非常勤0名)

事務員: 1名(介護支援専門員と兼務、非常勤)

(3) 営業時間

◎月～金曜日 午前9時～午後5時

◎休業日 土、日曜日、祝日、12/29～1/3

当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- ・要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・居宅サービス計画にあたっての訪問、状況把握
- ・居宅サービス計画の作成、説明、同意、交付、モニタリング
- ・給付管理業務
- ・サービス担当者会議の開催、連絡調整
- ・認定申請の援助

社会福祉法人の概要

- 法人名 社会福祉法人 伊勢崎かしま会 理事長:木暮 俊明
- 法人所在地 群馬県伊勢崎市鹿島町961-1
- 電話番号 0270-26-0243 ●設立年月日 1971年10月1日
- ・定款の目的に定めた介護保険関連事業
通所介護・居宅介護支援事業所
- ・介護保険外事業
保育園

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- 1・利用申し込み
- 2・重要事項の説明
- 3・契約
- 4・サービス計画の作成

(1) 状況の把握

利用者本人や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。
施設への入所を希望する場合には施設を紹介します。

(2) 計画の原案作成

在宅サービス事業者に関する情報が提供され、利用者が事業者を選びます。

(3) サービス担当者との連携・調整

介護支援専門員を中心に、サービスの担当者や利用者本人・家族も参加し、意見交換等を行います。

(4) 介護サービス計画の作成

介護サービスの目標、サービスの種類・内容など介護サービス計画はサービスを受ける利用者の希望や心身の状態をよく考慮して作ります。

(5) 利用者の同意

計画の内用が利用者の希望に沿っているか確認します。

5・一割～三割での負担でサービスが利用できます。

※介護負担割合証をご確認ください。

サービスの利用方法

サービスの利用開始はお電話でお申し込みください。

当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

サービスの終了

① 利用者のご都合 ⇒ 文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合 ⇒ 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- (ア)利用者が介護保険施設に入所した場合
(イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立要支援1、要支援2)と認定された場合。
(ウ)利用者がお亡くなりになった場合

④ 利用者やご家族の背信行為

利用者やご家族などが当事業所または介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

緊急時の対応について (契約書第13条)参照

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、または歯科医、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。自宅で入院した時は入院先に当居宅介護支援事業所、担当者名を伝えると共にケアプランかしまにもご連絡ください。

個人情報の保護について (契約書第14条)参照

1. 事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って適切な取り扱いを行います。
2. 事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。
3. 外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族又はその代理人の了承を得ます。

秘密保持について (契約書第15条)参照

1. 事業者の介護支援専門員および事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

サービス内容に関する苦情 (契約書 第16条)参照

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 ケアプランかしま 木暮 俊輔

電話番号 0270-26-5833

⇒ 受付時間 月～金 9:00～17:00

当事業所以外に、市町村等の窓口にご相談や苦情を伝えることができます。

- ・伊勢崎市 介護保険課 電話番号: 0270-27-2744
- ・伊勢崎市地域包括支援センター 電話番号:0270-27-2745
- ・群馬県国民健康保険団体連合会 電話番号: 027-290-1323
- ・中部福祉事務所 電話番号: 027-231-7721

事故発生時の対応について (契約書第17条)参照

1. 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
2. 事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村(保険者)に事故の概要を報告いたします。
3. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に

損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

4. 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。

②契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。

③契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。

④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

利用者の意思選択の尊重について（契約書第22条）参照

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、利用者、家族は当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

身体拘束の禁止

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為に対しては原則禁止です。

身体拘束がもたらす身体的、精神的、社会的な弊害を理解し、身体拘束廃止を実現するための研修を継続的に行います。

高齢者虐待の禁止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催や指針の整備、介護支援専門員への研修を実施します。また、虐待防止のための担当者を設置します。

ハラスメントの防止

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。

業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。

感染対策

感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。

通所介護、訪問介護、福祉用具貸与の割合説明

前6か月の通所介護、訪問介護、福祉用具貸与の利用割合を利用者家族に説明し事業者等に不当に偏することのないようにしていきます。（利用割合は別紙になります）

居宅介護支援料金表

- (1) 介護支援専門員取扱件数45件未満の場合
要介護1・2 10860円 要介護3・4・5 14110円
- (2) 介護支援専門員取扱件数45件以上60件未満の場合
要介護1・2 5440円 要介護3・4・5 7040円
- (3) 介護支援専門員取扱件数60件以上の場合
要介護1・2 3260円 要介護3・4・5 4220円
- (4) 加算を算定した場合
初回加算 **1ヶ月につき 3000円**
入院時情報連携加算(Ⅰ) **1ヶ月につき 2500円**
入院時情報連携加算(Ⅱ) **1ヶ月につき 2000円**

- 退院・退所加算(カンファなし) 1回4500円 2回6000円
 退院・退所加算(カンファあり) 1回6000円 2回7500円 3回9000円
 (5) ターミナルケアマネジメント加算 1回 3000円
 (6) 特定事業所加算(Ⅰ) 5190円/月 特定事業所加算(Ⅱ) 4210円/月 特定事業所加算(Ⅲ) 3230円/月 (A) 特定事業所加算 1140単位/月
 (7) 地域加算 伊勢崎市(7級地) 1単位10.21円
 (8) 通院時連携加算 1ヵ月/1回 500円

※上記の料金については介護保険制度から全額給付されます。

ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合は基本料金と一緒にいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村(保険者)の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。解約料:利用者は契約を解約することができ、解約料はいただきません。

**居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。**

事業者名: 社会福祉法人伊勢崎かしま会 ケアプランかしま

所在地: 群馬県伊勢崎市鹿島町783

説明者: _____ 印

**私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての
重要事項の説明をうけ同意し交付を受けました。**

____年 ____月 ____日

利用申込者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族(代理人) 住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____) 印

(別紙)

個人情報使用同意書

私自身及び家族の個人情報については、円滑にサービスを提供する為に実施されるセンター内の会議、他の事業所との連絡調整に於いて必要な場合、緊急時に於ける病院等への情報提供等、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師等必要最小限の範囲において個人情報を使用する事に同意します。

社会福祉法人伊勢崎かしま会
ケアプラン かしま

管理者 木暮 俊輔 印

年 月 日

利用者
住所

氏名 印
家族

氏名 印

代理人・身元引受人
住所

続柄

氏名 印